

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 5 月 7 日 (火) 第2903号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定の解除 (森づくり推進課取扱い) 2
- 救急病院等の認定 (2件) (地域医療整備課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (障害福祉課取扱い) 3
- 肥料の登録 (食の安全推進課取扱い) 3
- 肥料の登録の有効期間の更新 (食の安全推進課取扱い) 3
- 土地改良区の役員の就任の届出 (農地整備課取扱い) 4
- 県営土地改良事業の工事の完了 (7件) (農地整備課取扱い) 4
- 基本測量の実施 (監理課取扱い) 5
- 公共測量の終了 (監理課取扱い) 5
- 建築基準法に基づく指定確認検査機関の変更事項の届出 (建築課取扱い) 5
- 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の変更事項の届出 (建築課取扱い) 5
- 建築士法に基づく都道府県指定登録機関の変更事項の届出 (建築課取扱い) 6
- 建築士法に基づく都道府県指定試験機関の変更事項の届出 (建築課取扱い) 6
- 建築士法に基づく指定事務所登録機関の変更事項の届出 (建築課取扱い) 6
- 包括外部監査契約の締結 (監査委員事務局取扱い) 6
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 (鹿児島地域振興局取扱い) 7
- 道路の位置指定 (鹿児島地域振興局取扱い) 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (北薩地域振興局取扱い) 7
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 (2件) (熊毛支庁取扱い) 7

公 告

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく特定病院の認定の公告 (3件) (障害福祉課取扱い) 8
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく応急入院指定病院の指定の公告 (3件) (障害福祉課取扱い) 9
- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告 (商工政策課取扱い) 9
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 10

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 政治資金規正法第17条第2項に該当する政治団体の公表 (選挙管理委員会取扱い) 10

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活環境課取扱い) 11

収 用 委 員 会 告 示

- 収用裁決手続開始の決定 (2件) (収用委員会取扱い) 11
- 収用裁決申請事案に係る公示による通知 (2件) (収用委員会取扱い) 12

告 示

鹿児島県告示第547号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成25年 5 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
肝属郡肝付町岸良字港1729番1, 1729番4
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第548号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成25年 5 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所
始良市蒲生町白男字鼻ヶ嶺2622番1（次の図に示す部分に限る。）、2622番5、字岩井川内2636番1（次の図に示す部分に限る。）、2636番6、2636番7
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
電気工作物施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第549号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成25年 5 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
三船病院	鹿児島市吉野町10004番地1

- 2 認定の有効期限
平成28年 5 月 22 日

鹿児島県告示第550号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成25年5月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
今林整形外科病院	指宿市十町352-2

2 認定の有効期限

平成28年5月23日

鹿児島県告示第551号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年5月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病 院 又 は 診 療 所		更 新 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
小原病院	枕崎市折口町109番地	平成25年 5月1日	更生医療
薩摩川内市下甕手打診療所	薩摩川内市下甕町手打956番地	平成25年 5月1日	育成医療・更生医療
林泌尿器科クリニック	出水市明神町2355番地	平成25年 5月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第552号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成25年5月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登 録 番 号	登 録 年 月 日	登 録 の 有 効 期 限	肥 料 の 種 類	肥 料 の 名 称	保 証 成 分 量 (%)	そ の 他 の 規 格	生 産 業 者	
							氏 名 又 は 名 称	住 所
鹿児島県肥第1298号	平成25年 4月22日	平成31年 4月21日	炭酸カルシウム肥料	アグリブラッド	アルカリ分52.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社アグリワールド	曾於郡大崎町野方2269番

鹿児島県告示第553号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成25年5月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登 録 番 号	更 新 後 の 登 録 の 有 効 期 限	肥 料 の 種 類	肥 料 の 名 称	保 証 成 分 量 (%)	そ の 他 の 規 格	生 産 業 者	
						氏 名 又 は 名 称	住 所
鹿児島県肥第1247号	平成28年 4月22日	副産動物質肥料	フィッシュソリュブル	窒素全量 6.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	山川水産加工業協同組合	指宿市山川新栄町9番地

鹿児島 県肥第 1279号	平成28年 5月17日	乾燥菌体 肥料	乾燥菌体 肥料	窒素全量 7.0 りん酸全量 4.0 加里全量 1.0	含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は公定規格のと おり	山川水産 加工業協 同組合	指宿市山 川新栄町 9番地
---------------------	----------------	------------	------------	-----------------------------------	--	---------------------	---------------------

鹿児島県告示第554号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、曾於東部土地改良区の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成25年 5 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

就任した役員の氏名及び住所

理事 笹川 誠 志布志市松山町秦野201番地

(任期 平成25年 3 月 21日から平成26年 3 月 31日まで)

鹿児島県告示第555号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（農業用排水施設整備）第二仁嶺地区の工事は、平成25年 3 月 18日に完了した。

平成25年 5 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第556号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（区画整理）第二仁嶺地区の工事は、平成22年 3 月 18日に完了した。

平成25年 5 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第557号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（農業用排水施設整備）知名西部地区の工事は、平成24年 3 月 28日に完了した。

平成25年 5 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第558号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（農道整備）知名西部地区の工事は、平成16年12月 6 日に完了した。

平成25年 5 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第559号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（区画整理）知名西部地区の工事は、平成25年 3 月 26日に完了した。

平成25年 5 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第560号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（農業用排水施設整備）第二那間地区の工事は、平成25年 3 月 25日に完了した。

平成25年 5 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第561号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（区画整理）第二那間地区の工事は、平成25年 3 月25日に完了した。

平成25年 5 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第562号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第 1 項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 5 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
- 2 作業の期間 平成25年 5 月20日から平成26年 3 月31日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市，鹿屋市，阿久根市，出水市，指宿市，垂水市，薩摩川内市，日置市，霧島市，いちき串木野市，南さつま市，南九州市，始良市，さつま町，長島町，湧水町，大崎町，東串良町，錦江町及び肝付町

鹿児島県告示第563号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、大隅地域振興局長から平成24年 9 月14日鹿児島県告示第1041号で告示した公共測量の実施は、平成25年 3 月15日終了した旨の通知があった。

平成25年 5 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第564号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第 2 項の規定により、指定確認検査機関から次のとおり変更の届出があった。

平成25年 5 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定確認検査機関の名称及び住所	確認検査の業務を行う事務所の所在地	変更事項	変更内容		変更年月日
			変更前	変更後	
公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター 鹿児島市新屋敷町16番228号	鹿児島市新屋敷町16番228号	指定確認検査機関の名称	財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター	公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター	平成25年 4 月 1 日

鹿児島県告示第565号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の 5 第 2 項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

平成25年 5 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	変更事項	変更内容		変更年月日
			変更前	変更後	
公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター 鹿児島市新屋敷町16番228号	鹿児島市新屋敷町16番228号	指定構造計算適合性判定機関の名称	財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター	公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター	平成25年 4 月 1 日

鹿児島県告示第566号

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の20第3項において準用する同法第10条の6第2項の規定により、都道府県指定登録機関から次のとおり変更の届出があった。

平成25年 5 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

都道府県指定登録機関の名称及び住所	二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地	変更事項	変更内容		変更年月日
			変更前	変更後	
公益社団法人鹿児島県建築士会 鹿児島市新屋敷町16番301号県住宅供給公社326号室	鹿児島市新屋敷町16番301号県住宅供給公社326号室	都道府県指定登録機関の名称	社団法人鹿児島県建築士会	公益社団法人鹿児島県建築士会	平成25年 4 月 1 日

鹿児島県告示第567号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第3項において準用する同法第10条の6第2項の規定により、都道府県指定試験機関から次のとおり変更の届出があった。

平成25年 5 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

都道府県指定試験機関の名称及び住所	二級建築士等試験事務を行う事務所の所在地	変更事項	変更内容		変更年月日
			変更前	変更後	
公益財団法人建築技術教育普及センター 東京都中央区京橋二丁目14番1号	(1) 東京都中央区京橋二丁目14番1号 (2) 福岡市博多区博多駅東二丁目9番1号	都道府県指定試験機関の名称	財団法人建築技術教育普及センター	公益財団法人建築技術教育普及センター	平成25年 4 月 1 日

鹿児島県告示第568号

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条の3第3項において準用する同法第10条の6第2項の規定により、指定事務所登録機関から次のとおり変更の届出があった。

平成25年 5 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定事務所登録機関の名称及び住所	事務所登録等事務を行う事務所の所在地	変更事項	変更内容		変更年月日
			変更前	変更後	
一般社団法人鹿児島県建築士事務所協会 鹿児島市上荒田町29番33	鹿児島市上荒田町29番33	指定事務所登録機関の名称	社団法人鹿児島県建築士事務所協会	一般社団法人鹿児島県建築士事務所協会	平成25年 4 月 1 日

鹿児島県告示第569号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成25年 5 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
平成25年 4 月 1 日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 古川康郎（公認会計士）
住所 鹿児島市堀江町 8 番19-1305号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、必要に応じ前金払をする。

鹿児島地域振興局告示第12号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

平成25年5月7日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
子どもの家療育クラブ	日置市伊集院町妙円寺一丁目64番地3	社会福祉法人大潟福祉会	日置市伊集院町妙円寺一丁目64番地1	潟山 康博	平成25年3月31日	児童発達支援・放課後等サービス

鹿児島地域振興局告示第13号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成25年5月7日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

指定年月日	申請者の住所及び氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成25年4月11日	日置市伊集院町郡一丁目66番地 宇都美知子	日置市伊集院町猪鹿倉字宮ノ脇145番5	4.01メートル～6.00メートル	25.73メートル

北薩地域振興局告示第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成25年5月7日

北薩地域振興局長 萩 亮

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労支援センター一きずな	薩摩川内市田海町400番地1	特定非営利活動法人さつまの絆	薩摩川内市平佐町2455番地1-605号	原田 利男	平成25年5月1日	就労継続支援A型

熊毛支庁告示第3号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

平成25年5月7日

熊毛支庁長 堂前博文

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
児童デイサービスセンターすまいるキッズ	西之表市西之表18007番地1	社会福祉法人暁星会	熊毛郡中種子町野間6584番地1	橋口 勝	平成25年3月31日	児童発達支援・放課後等デ

						イサービ ス
--	--	--	--	--	--	-----------

熊毛支庁告示第 4 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

平成25年 5 月 7 日

熊毛支庁長 堂前博文

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
児童デイサービス縄文	熊毛郡屋久島町原8番地	社会福祉法人明星会	熊毛郡屋久島町安房字向工野2359番14	川東 節男	平成25年3月31日	児童発達支援・放課後等デイサービス

公 告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく特定病院の認定の公告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第22条の4第4項及び第33条第4項の規定により、厚生労働省令で定める基準に適合する精神科病院として次のとおり認定した。

平成25年 5 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 名称
ウエルフェア九州病院
- 2 所在地
枕崎市白沢北町191番地
- 3 認定期間
平成24年 6 月 1 日から平成27年 5 月31日まで

.....

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく特定病院の認定の公告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第22条の4第4項及び第33条第4項の規定により、厚生労働省令で定める基準に適合する精神科病院として次のとおり認定した。

平成25年 5 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 名称
谷山病院
- 2 所在地
鹿児島市小原町8番1号
- 3 認定期間
平成25年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで

.....

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく特定病院の認定の公告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第22条の4第4項及び第33条第4項の規定により、厚生労働省令で定める基準に適合する精神科病院として次のとおり認定した。

平成25年 5 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 名称
県立始良病院
- 2 所在地
始良市平松6067番地
- 3 認定期間
平成25年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで

.....

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく応急入院指定病院の指定の公告
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の 4 第 1 項の規定により、厚生労働大臣の定める基準に適合する精神科病院として次のとおり指定した。
平成25年 5 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 名称
ウエルフェア九州病院
- 2 所在地
枕崎市白沢北町191番地
- 3 指定期間
平成24年 6 月 1 日から平成27年 5 月31日まで

.....

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく応急入院指定病院の指定の公告
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の 4 第 1 項の規定により、厚生労働大臣の定める基準に適合する精神科病院として次のとおり指定した。
平成25年 5 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 名称
谷山病院
- 2 所在地
鹿児島市小原町 8 番 1 号
- 3 指定期間
平成25年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで

.....

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく応急入院指定病院の指定の公告
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の 4 第 1 項の規定により、厚生労働大臣の定める基準に適合する精神科病院として次のとおり指定した。
平成25年 5 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 名称
県立始良病院
- 2 所在地
始良市平松6067番地
- 3 指定期間
平成25年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成25年 5 月 7 日から 4 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。
なお、法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大

規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年5月7日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年5月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール鹿児島
鹿児島市東開町7番 外15筆
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
ア 変更前 43,000平方メートル
イ 変更後 49,239平方メートル
 - (2) 駐車場の位置及び収容台数
ア 変更前 第1駐車場 建物敷地内 1,613台
第2駐車場 建物4階部 502台
第3駐車場 建物屋上部 456台
別敷地駐車場 建物敷地西側 246台
イ 変更後 第1駐車場 建物敷地内 1,401台
第2駐車場 建物4階部 677台
第3駐車場 建物5階部 516台
第4駐車場 建物屋上部 386台
第5駐車場 建物敷地西側隔地 246台
- 3 変更年月日
平成25年12月11日
- 4 届出年月日
平成25年4月10日

.....
開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年5月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
肝属郡東串良町池之原字街道添2682番1の一部、2684番1の一部、2686番、2687番1、2688番、2689番、2690番、2692番、2696番1、2697番1、2698番1及び2698番2
- 2 公共施設の種類、位置及び区域
道路 肝属郡東串良町池之原字街道添2682番1の一部、2686番の一部、2687番1の一部、2688番の一部、2689番の一部、2690番の一部、2692番の一部、2696番1の一部、2697番1の一部、2698番1の一部及び2698番2の一部
公園 肝属郡東串良町池之原字街道添2687番1の一部及び2698番2の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
肝属郡東串良町川西1543番地
東串良町長 奥園拓夫

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第8号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成25年4月2日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

平成25年5月7日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
大園藤幸後援会	大園 藤幸	横山 二三男	垂水市市木956-17
神園健後援会	町頭 與志郎	神山 嘉樹	枕崎市西本町100
きしぞの浩一後援会	岸園 初	岸園 久子	始良市増田613-2
新田武広後援会	東 博光	東 英也	大島郡徳之島町亀津7448
山下つきみ後援会	山下 つきみ	山下 つきみ	南九州市市川辺町野崎2063

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第45号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成25年5月7日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRエヴァンゲリヲン8SP	株式会社ビスティ	3P0167
ぱちんこ遊技機	CR餃子の王将 特盛5000	豊丸産業株式会社	3P0176
ぱちんこ遊技機	CR A餃子の王将 ミニ500	豊丸産業株式会社	3P0197
ぱちんこ遊技機	CR餃子の王将 大盛3000	豊丸産業株式会社	3P0212
ぱちんこ遊技機	CR餃子の王将 おかわり777	豊丸産業株式会社	3P0223
ぱちんこ遊技機	CR火曜サスペンス劇場KSX	タイヨーエレクトリック株式会社	3P0183
回胴式遊技機	ペカ神H1	株式会社ソフィア	2S1290

収用委員会告示

鹿児島県収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を次のとおり決定した。

平成25年5月7日

鹿児島県収用委員会

- 1 起業者の名称
国土交通大臣

- 2 事業の種類

一般国道3号改築工事（南九州西回り自動車道「川内隈之城道路」新設工事・鹿児島県薩摩川内市小倉町字深谷地内から同市都町字中山地内まで）並びにこれに伴う市道、普通河川及び農業用道路付替工事

- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在	地番	地目		全体の地積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿	実測	
鹿児島県薩摩川内市高江町字寺前	2750番2	山林	山林	473	473.89	291.83

- 4 土地所有者の氏名及び住所

池之上紘一

鹿児島県いちき串木野市ひばりが丘5857番地3

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成25年 4 月23日

鹿児島県収用委員会告示第3号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を次のとおり決定した。

平成25年 5 月 7 日

鹿児島県収用委員会

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道3号改築工事（南九州西回り自動車道「川内隈之城道路」新設工事・鹿児島県薩摩川内市小倉町字深谷地内から同市都町字中山地内まで）並びにこれに伴う市道、普通河川及び農業用道路付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在	地 番	地 目		全体の地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)
		公 簿	現 況	公 簿	実 測		
鹿児島県薩摩川内市宮里町字會下	2589番	田	田	543	548.88	117.40	12.23

- 4 土地所有者の氏名及び住所
登記名義人（亡）永田クリ 法定相続人
幾野政夫（持分28分の3）
住所不明
永原フヂ子（相続分譲渡証明書に基づく持分7分の5）
鹿児島県薩摩川内市宮内町1733番地2
井上出征子（持分98分の5）
鹿児島県薩摩川内市御陵下町19番46号
松村武子（持分98分の5）
鹿児島県薩摩川内市御陵下町19番46号
和田勇（持分294分の5）
鹿児島県鹿児島市紫原三丁目21番23号シャルマン・ド・ヌール102号
松之舎幸子（持分294分の5）
兵庫県西宮市堤町1番47号
城戸広美（持分294分の5）
兵庫県神戸市東灘区深江本町三丁目5番2-1002号
永田實孝（持分196分の5）
鹿児島県薩摩川内市御陵下町19番46号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成25年 4 月23日

鹿児島県収用委員会告示第4号

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

平成25年 5 月 7 日

鹿児島県収用委員会

- 1 送達すべき書類の名称
平成25年 3 月26日付け鹿収第 8 号の「鹿児島都市計画道路事業 3・4・90号宇宿広木線」の収用事件に係る裁決書
- 2 送達を受けるべき者の住所及び氏名
住所 福岡県春日市光町二丁目152番地
氏名 内村正見
- 3 送達すべき書類の保管等
鹿児島県収用委員会事務局（鹿児島県土木部監理課用地対策室内）に保管しており 2 に掲げる者にいつでも交付する。
なお、1 に掲げる書類を受領しないときは、平成25年 5 月28日をもって通知があったものとみなされる。

鹿児島県収用委員会告示第 5 号

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第 6 条の 2 において準用する同令第 5 条の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

平成25年 5 月 7 日

鹿児島県収用委員会

- 1 送達すべき書類の名称
平成25年 3 月26日付け鹿収第 9 号の「鹿児島都市計画道路事業 3・4・90号宇宿広木線」の収用事件に係る裁決書
- 2 送達を受けるべき者の住所及び氏名
住所 福岡県春日市光町二丁目152番地
氏名 内村正見
- 3 送達すべき書類の保管等
鹿児島県収用委員会事務局（鹿児島県土木部監理課用地対策室内）に保管しており 2 に掲げる者にいつでも交付する。
なお、1 に掲げる書類を受領しないときは、平成25年 5 月28日をもって通知があったものとみなされる。